

第4次広島県障害者プラン（素案）に係る県民意見募集の結果について

1 意見の件数

64件（11人・1団体）

提出方法：電子メール4人・1団体、ファクス6人、郵送1人

2 意見の内容及び意見に対する県の考え方

No.	意見の概要	対応方針	頁
1	障害者権利条約第2条において手話が言語として認められたことを示してほしい。	障害者権利条約の理念の下で改正された障害者基本法を踏まえ、第1章総論の「基本原則」において、言語には手話を含むことを示しております。	6
2	障害者の社会参加を促す立場から、就労はもとより、住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、障害者と障害者を支援する者（支援者）との間に意思疎通を図る交流機会及びそれを可能にする場をつくることを提案したい。	「あいサポート運動」等を通じて障害や障害者に関する県民の理解促進を図るとともに、学校における交流及び共同学習等の推進や、「ふれ愛プラザ」の運営支援等を通じて、交流活動の推進にも取り組んでまいります。	14～19
3	差別の解消については「広報・啓発活動の展開」に記載されているが、「差別の解消・権利擁護の推進」として中項目に位置付け、差別解消に向けての現状の取組、課題を踏まえた今後の方向性を示してほしい。	障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる「共生社会」の実現を目指し、分野I「障害への理解と協働による共生」の取組全体を通じて、障害への理解促進や差別解消に取り組んでまいります。	14～24
4	相模原市の障害者施設殺傷事件、就労継続支援A型事業所の破たん、行政機関などの障害者雇用水増し問題など、障害者を取り巻く事案が多く発生していることを踏まえた課題認識を持ち、障害者プランを策定する必要がある。 (同趣旨の意見3件)	<u>御意見を踏まえて、障害者施策を取り巻く社会情勢について、「第2章 分野別施策の基本的方向」の関連分野において、主なトピックスとして記述を加えます。</u>	15～16 29～33 70～71
5	障害者の権利擁護を確実にを行う取り組みとして、行政職員だけでなく警察官など行政機関・司法機関に対する人権啓発教育の必要性を訴えたい。	障害者の権利擁護の取組として、毎年、市町職員及び事業所職員等を対象とした虐待防止研修等を開催しております。 また、行政機関・司法機関の職員などを対象にした人権啓発教育としては、毎年、様々な人権課題をテーマとした人権啓発指導者養成研修会を実施しております。	15～16 21～22
6	「あいサポートプロジェクト」は取りやめるべきである。	あいサポートプロジェクトは、共生社会の実現に向け、広く県民に障害に対する理解を深めていただくため、重要な施策として推進することとしております。 また、障害者差別解消法の枠組みにより、差別解消の取組を推進しております。 今後とも、障害者差別解消法の理解促進や、研修内容の工夫など、あいサポートプロジェクトをより効果的な内容とし、より実践的な活動が展開されるよう努めてまいります。	18～19

No.	意見の概要	対応方針	頁
7	福祉事業所内で虐待を防ぐために相談できる場所を設けてほしい。	障害福祉サービス事業者は、運営規程で、「虐待の防止のための措置に関する事項」として、虐待の防止に関する責任者の選定、苦情解決体制の整備などを定める必要があり、既に、事業所内で虐待の相談を受けることができるようになっております。	21～22
8	知的障害の方用に、写真と文字が書いてある投票用紙があると、いずれかに○をするなどの投票行為（意思表示）ができる。このような投票行為に対する合理的配慮を考えてほしい。	投票用紙に候補者の写真を印刷することは法令上認められておりません。 また、地方選挙では、条例で定めるところにより、投票所での投票に限り、候補者の氏名が印刷された投票用紙に○の記号を記載する記号式投票を導入することは可能とされていますが、国政選挙では法令上認められていません。 御意見は、今後、障害者の投票環境向上に関する参考にさせていただきます。	23～24
9	広島県では、分離別学体制の強化により特別支援学校・学級の在籍者が増え続けているが、「共に学ぶ教育」（インクルーシブ教育）を進めていくべきである。（同趣旨の意見1件）	中央教育審議会の初等中等教育分科会において平成24年7月に取りまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、インクルーシブ教育システムを構築するためには、「それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか」が最も本質的な視点であるとしております。 県教育委員会としては、この視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援教育の一層の充実を図ってまいります。	25～28
10	障害者雇用を促進するために、何が阻害要因になっているか、県としてもその分析等を行う必要がある。	雇用促進施策の実施に際しては、国や支援機関、企業等関係機関の意見を参考に、阻害要因を考慮しながら課題解決につながるよう取り組んでまいります。	30～33

No.	意見の概要	対応方針	頁
11	教育委員会も知事部局も障害者雇用数の水増しを行っていたことを真摯に反省するとともに、公的機関での雇用が促進される施策と、それを検証する制度を早急につくってほしい。	<p>県教育委員会では、これまで、人事異動の調査の中で障害者を把握していました。その結果、人事配置上の配慮等を重視し、手帳の交付を受けていない場合であっても、障害者として捉え、雇用率の算定対象に含めるといった誤りがありました。また、知事部局においても、障害者手帳を所持していない職員2名を誤って計上していたことが判明しました。</p> <p>こうした計上の誤りによりまして、県民の皆様のご信頼を損なう結果となりましたことを、お詫び申し上げます。</p> <p>今後は、二度とこのようなことがないように、厚生労働省から示されている「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」の趣旨を徹底するとともに、現在、国において検討を進めている今後の再発防止策の内容を踏まえ、広島労働局の指導も仰ぎながら、正確な数値の把握を行ってまいります。</p>	30～33
12	県教育委員会においては、障害者雇用に関する目標達成に向け、方向性を具体的に示してほしい。(同趣旨の意見2件)	<p>御意見を踏まえて、「<u>県教育委員会では、法定雇用率の遵守に向けて、障害者を、職員の業務をサポートする非常勤職員として任用するなど、障害者のそれぞれの特性を活かした就労機会の提供に取り組む</u>」という趣旨の記述を加えます。</p>	30～33
13	自立した生活を送るためには、平均工賃の不足分を賃金補填するとか、年金を上げるなどの対策が必要ではないか。	<p>各事業所における売上向上に向けた支援を行うなど、より一層の工賃向上につながる取組を推進してまいります。</p> <p>また、年金の引き上げについては、制度を所管する国において検討を行うよう機会を捉えて要望してまいります。</p>	33～35
14	就労継続支援B型事業所の利用者実態調査を県としても実施し、B型の在り方を県や市町でも考えてほしい。	<p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定による就労継続支援B型事業所の報酬見直しの影響等も見極めながら、利用者の実態調査については、今後、検討を行ってまいります。</p>	33～35
15	工賃向上に向けた取組として、行政、福祉、企業で障害者の就労等を支援している方の実践交流会を開催してほしい。	<p>(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する広島障害者職業センターにおいて、毎年、県内の就業支援関係者を対象とした研修を実施しており、行政、福祉サービス事業所、企業等の関係機関が就業支援に関する取組について幅広い知識を学ぶとともに、参加者相互の意見交換などにより、関係機関との連携を図っております。</p>	33～35

No.	意見の概要	対応方針	頁
16	製品の新規開発のために必要な設備等を補助する仕組みを作るなど、工賃向上の具体的な取組が必要である。(同趣旨の意見1件)	就労継続支援事業所における先進的又はモデルケースとなる取組を行うことを目的とした施設整備事業(設備整備を含む。)に対して、補助を行っております。 また、「広島県工賃向上に向けた取組(第3期)」に基づき、県が委託により設置する共同受注窓口との連携による受注拡大や、官公庁からの優先的調達の推進、事業所の体制整備に向けた研修機会の拡充や農福連携による就労促進などの各種施策に取り組んでまいります。	33～35
17	県のテレビ広報における聴覚障害者への情報保障については、字幕だけでなく、手話通訳を挿入するよう取り組むべきである。	より多くの県民の方に県政情報をお届けするという観点から、県の広報番組については、「クロズドキャプション」により字幕放送が選択できるようになっております。手話通訳等も含め、さらに多くの方に県政情報をお伝えしていくことについては今後も検討していかねばならないと考えております。	36～37
18	自閉症や失語症の人の「意思疎通支援」も考えてほしい。	意思疎通支援事業において、対象者は「聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等」とされており、自閉症や失語症の方も対象となっております。 また、失語症の方に対する意思疎通支援体制について、今年度から支援者を養成しており、来年度からは支援者の派遣について取り組むこととしております。	37～38 62～65
19	聴覚障害者の意思疎通支援について、手話通訳者が不足しているため、手話通訳者の養成に必要となる手話指導講師の養成に取り組むべきである。	聴覚障害者への手話通訳の派遣が安定的に実施できるよう、県では、手話通訳者の養成を行うとともに、指導者養成について、専門性の向上を図るため国の研修への派遣支援を行っているところであり、引き続き充実に努めてまいります。	37～38
20	意思疎通支援における市外・県外への手話通訳者の派遣について記載されていないが、都道府県の役割とされているのではないか。	手話通訳者の派遣は、表に記載のとおり、市町で対応できない場合等には県が派遣することとしております。	37～38
21	余暇活動の充実に関する記述があるが、県としてどのように支援するのか示してほしい。	地域においてスポーツや文化芸術活動を行う環境整備等に取り組むとともに、広島県立障害者リハビリテーションセンターのスポーツ交流センターにおいて、各種文化教室やオセロ大会等のイベントを開催するなど、余暇活動の充実を支援しております。	38～41

No.	意見の概要	対応方針	頁
22	県東部でも歯科検診が受けやすい環境にしてほしい。(同趣旨の意見1件)	<p>日常の口腔管理や歯科治療が困難な障害児(者)について、福山市歯科医師会口腔保健センター等において、歯科健診や治療を行っております。</p> <p>また、障害児(者)の専門的治療や口腔ケアが実施できる、歯科医師・歯科衛生士の養成研修等を行い、障害児(者)に対応可能な歯科医療機関を整備してまいります。</p>	42～43
23	精神科医や精神保健福祉士が福祉事業所を巡回指導してほしい。	<p>最寄りの保健所(支所)において、精神科医師による定期的な精神保健福祉相談を実施するとともに、保健師による随時の相談を受け付けています。また、必要に応じて訪問指導を実施しております。</p> <p>相談内容に応じた支援を行ってまいりますので、まずは相談窓口へ連絡してください。</p>	42～43
24	<p>発達障害者の社会参加を阻害する要因を確実に取り除くことができるように、発達障害者と行政機関など支援者が意見交換する場や、発達障害者との意思疎通の機会及び場をつくるとともに、社会資源や医療アクセスの充実を福祉と医療が一体となって推進してほしい。</p> <p>また、発達障害者のニーズに即した就労機会の提供やコミュニケーションスキルの向上を目的に、発達障害者の支援ニーズを把握するための支援技法を構築することを提唱したい。</p>	<p>発達障害のある方ができるだけ身近な地域で特性に応じた支援が受けられるよう、支援者の資質向上を図るための研修や、診療医の養成研修を実施するとともに、地域の母子保健・保育・医療・福祉・教育・相談支援等関係機関が、顔の見える関係づくり等を行うことにより、連携した支援体制の構築を進めております。</p> <p>一方、当事者の会の活動も広がっており、県発達障害者支援センターにおいて、当事者の会との意見交換等を行うことにより、支援のあり方を検討したいと考えております。</p> <p>また、発達障害のある方への適切な就労支援に向けて、就労関係機関との課題共有の機会や解決に向けた研修等について検討したいと考えております。</p>	47～50 69～70
25	放課後等デイサービスの拡充とともに、質の向上を図るための具体的な取組を進めてほしい。(同趣旨の意見2件)	<p>放課後等デイサービスのない市町で整備が進むよう、事業者への施設整備補助などにより整備を促進してまいります。</p> <p>また、自己評価に合わせ、第三者機関による評価の実施を指導しているところであり、放課後等デイサービスの質の向上を図ってまいります。</p>	52～54
26	医療的ケア児が地域で安心して生活できるよう、医療・福祉の支援体制の充実を国に働きかけるとともに、地域の医療機関への理解促進を図ってほしい。(同趣旨の意見1件)	<p>広島県障害者自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、安心して地域の小児科医療機関へ移行ができるよう協議するとともに、医療的ケア児への支援について、財政措置を含めた適切な措置を講じるよう、引き続き、他県と連携して、国へ働きかけてまいります。</p>	57～58

No.	意見の概要	対応方針	頁
27	グループホームの整備の促進だけでなく、一人暮らしを希望されている方への取り組みについての方向性も示してほしい。	障害のある方が病院や施設から地域に移行後、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、相談や体験機会の場、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくりなどを担う地域生活支援拠点等の整備に向けて、県内各市町で取組を進めております。	60
28	行動援護、同行援護及び重度障害者等包括支援の事業者の参入促進の具体策（集団指導研修以外）を示してほしい。 また、中山間地域や島しょ部など、事業者の参入が進みにくい地域への支援も示してほしい。基準該当福祉サービスや共生型サービスで対応するのは、専門性などが二の次だと言っているように感じる。（同趣旨の意見2件）	<u>御意見を踏まえて、「訪問系サービスの提供が十分に行われていない地域があることから、介護人材の育成とともに、必要なサービス量を確保するため、市町や事業者等と連携して対応する」という趣旨の記述を加えます。</u> なお、中山間地域や島しょ部などで実施されている、基準該当福祉サービスや共生型サービスは、利用者に適切なサービスを提供するため、関係施設から技術的支援を受けることが指定基準で求められており、その徹底を事業者に指導するとともに、市町等を通じて課題の把握に努めてまいります。	61
29	難病患者等の障害福祉サービスの利用が少ないとのことだが、その事情を把握しているのか。	障害者総合支援法の対象疾病（難病等）に基づき支給決定を受けている方の把握については、厚生労働省の調査により県内の疾病別人数を把握しているところです。 今後も難病患者等に対し、機会を捉え、障害者総合支援法に基づく給付の対象である旨を引き続き周知してまいります。	61
30	地域生活支援事業のさらなる拡充を国へ働きかけてほしい。	地域生活支援事業において、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業を円滑に実施できるようにするため、国に十分な財政措置を講じるよう、引き続き、他県と連携して、国へ働きかけてまいります。	62～65
31	グループホーム等の地域の社会資源の状況を分かりやすく示してほしい。（同趣旨の意見3件）	<u>御意見を踏まえて、居住系サービスの事業所数等を示す表について、施設ごとの定員を追記します。</u>	66～67
32	グループホームの賃貸経営に関する取組にも触れてほしい。	<u>御意見を踏まえて、「賃貸の建物の活用も含めて必要なサービス量の確保に努める」という趣旨の記述に修正します。</u>	66～67
33	県営住宅をグループホーム等として使用できるようにしてほしい。	県営住宅におけるグループホーム等としての使用については、「広島県県営住宅設置、整備及び管理条例」に基づき、必要な手続きを行うことにより、使用可能です。 ただし、使用に当たっては、平成27年の消防法改正に基づく適合性について、管轄の消防と協議する必要があります。	67

No.	意見の概要	対応方針	頁
34	就業機会の拡充と雇用促進の視点から、就労継続支援A型事業所にどのような役割を担ってほしいのかについて示してほしい。	御意見を踏まえて、「 <u>就労継続支援A型事業所は、就労の知識・能力向上の訓練等を行う事業所として、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことに寄与している</u> 」という趣旨の記述を加えます。	70～71
35	ヘルパーが少なく利用が難しい現状があるので、増やす取組が必要である。	御意見を踏まえ、「 <u>介護人材の育成については、研修機会の拡大を図るなど、積極的な受講を促進しているところであり、引き続き、市町等に情報提供し、人材育成に努めていく</u> 」という趣旨の記述を加えます。	71～75
36	相談支援専門員の確保に向け報酬単価の増額や研修受講できる環境づくりに取り組んでほしい。(同趣旨の意見1件)	平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援等の全体的な質を向上するとともに、質の高い支援等を実施している事業者を適切に評価すること等を目的に、特定事業所加算及び高い質と専門性を評価する加算が創設されております。 また、相談支援専門員等の量的確保及び質を担保する必要があることから、資格取得研修について、引き続き、有識者で構成される研修ワーキングにおいて検討を行い、一層の充実に取り組んでまいります。 なお、資格取得後の地域での支援における質の向上については、市町(自立支援)協議会において、関係者間の情報共有の場を設ける等の取組が行われているところであります。	71～75
37	障害福祉サービス等のすべての分野で人材不足が生じており、育成だけでなく処遇改善など確保にも取り組む姿勢を示してほしい。(同趣旨の意見2件)	御意見を踏まえて、「 <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び特別加算を事業者に周知し、福祉・介護職員の処遇改善を図るように取り組む</u> 」という趣旨の記述を加えます。	71～75
38	利用者が少ない地域での公共交通機関、とくに高速路線バスとローカル鉄道線の駅のバリアフリー化に取り組んでほしい。	高速路線バスについては、事業者に対し、国の定めるバリアフリー整備ガイドラインに基づき、リフト付きバス等の導入や人的支援拡充などを含めたバリアフリー化の推進について助言してまいります。 また、交通施設については、バリアフリー法に基づき市町が基本構想を策定し、これを踏まえて交通事業者がバリアフリー化を実施することとされており、県としては、地域特性に応じ市町及び交通事業者が連携して行うバリアフリー化の推進について助言してまいります。	77～78

No.	意見の概要	対応方針	頁
39	音声による 119 番通報が困難な聴覚・言語機能障害者の消防への通報を円滑に行うための Net119 緊急通報システムに関する取組も必要である。	消防本部に対し、Net119 緊急通報システムを含めた緊急通報手段の多様化に取り組むよう働きかけてまいります。	78～80
40	緊急時情報提供体制について、スマホを持っていない低所得の障害者・家族について考えてほしい。	県民に対する防災情報の提供については、広島県防災 Web や市町の防災行政無線、登録制メールなどに加え、テレビやラジオも含め、多種・多様な情報提供手段によって、引き続き、提供してまいります。	78～80
41	民生委員は地域の障害者の存在を把握するため、訪問してほしい。	民生委員・児童委員は、生活上の様々な課題を抱える住民からの相談を受け、行政や専門機関等と連絡調整し、必要に応じて高齢者や障害者などの自宅訪問や声掛けなども行っております。 民生委員の情報については、市町の広報などで、更にわかりやすく周知するとともに、住民からの相談対応や声掛けなどが円滑に実施されるよう助言・支援してまいります。	78～80
42	障害者トイレの充実した施設を避難所にしてほしい。	高齢者、障害者、妊産婦など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を受け入れるため、各市町において、福祉避難所の確保を進めております。 なお、福祉避難所は、要配慮者の安全性を確保するため、障害者トイレの設置などバリアフリー化した障害者支援施設や老人福祉施設などの施設を指定しております。	78～80
43	避難行動の調査・分析とありますが、要配慮者とその家族に特化した調査・分析も行ってほしい。(同趣旨の意見1件)	現在、県民の早めの避難行動につながる有効な要素を導き出していくため、要配慮者がいる家族も含め、避難行動に係る調査を実施して、その結果の分析を行うこととしており、加えて、避難行動要支援者に対する市町の対応状況や課題等について調査を行うこととしております。	78～80
44	総括目標に障害者雇用義務を有する企業の雇用障害者実人数が掲げられているが、行政機関の目標も示してほしい。	公的機関における障害者雇用に係る成果目標として、県の機関、県教育委員会及び警察本部の障害者雇用率の目標を設定しております。	89